

重点事項 3

ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保

万が一海に転落した場合、①海上に浮く②速やかに救助要請という2点が必要不可欠です。



- 1 ライフジャケットの常時着用 2 連絡手段の確保 (防水バックの利用) 3 海の緊急通報

海上保安庁へのお問い合わせは、最寄りの官署へ

- 第一管区 海上保安本部 (小樽) 電話 0134-27-0118
- 第二管区 海上保安本部 (塩釜) 電話 022-363-0111
- 第三管区 海上保安本部 (横浜) 電話 045-211-1118
- 第四管区 海上保安本部 (名古屋) 電話 052-661-1611
- 第五管区 海上保安本部 (神戸) 電話 078-391-6551
- 第六管区 海上保安本部 (広島) 電話 082-251-5111
- 第七管区 海上保安本部 (北九州) 電話 093-321-2931
- 第八管区 海上保安本部 (舞鶴) 電話 0773-76-4100
- 第九管区 海上保安本部 (新潟) 電話 025-285-0118
- 第十管区 海上保安本部 (鹿児島) 電話 099-250-9800
- 第十一管区 海上保安本部 (那覇) 電話 098-867-0118



JAPAN COAST GUARD

海の事故 ZERO キャンペーン

大好きな海で事故をおこしてほしくないから、皆々目指そう! 海の事故ゼロ。
2016年度海難防止大使
三又 美穂

主催/海上保安庁 (公社)日本海難防止協会 (公財)海上保安協会
後援/総務省 スポーツ庁 水産庁 国土交通省 海難審判所 気象庁 運輸安全委員会 (公財)日本海防センター

重点事項 1

小型船舶の海難防止

出航する前には
しっかり確認を!!



プレジャーボートのエンジントラブルが増加しています。出航する前には

- 燃料
- エンジンオイル
- バッテリー電圧
- 冷却水 など

の検査を確実にし、安全運航を心がけましょう。

平成28年7月1日から「発航前の検査義務違反」「見張りの実施義務違反」が行政処分の対象となります!

モーターボートや水上オートバイなどのプレジャーボートその他の小型船舶を安全に利用していただくため、小型船舶操縦者(船長)に対し、法令で遵守事項を定めています。

- 酒酔い等操縦の禁止
- 危険操縦の禁止
- 免許者の自己操縦
- ライフジャケットの着用
- 見張りの実施
- 発航前の検査
- 事故時の人命救助



重点事項 2

見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進

海難で一番多いのが衝突であり、原因は「見張り不十分」や「不適切な操船」が多数を占めています。

1 常時適切な見張りの徹底

「居眠り運転」や自動操舵任せで見張りをおろそかにせず、常時適切な見張りを行いましょ。

2 船舶間コミュニケーションの促進

十分に余裕のある時期に船舶間コミュニケーションを図り、相手船の動きを把握し、適切な操船を行いましょ。

- 早めに相手船にわかりやすい動作をとる
- 国際VHFや汽笛信号などを活用する
- AIS情報の活用と正しい情報の入力



なんといっても見張りが重要です!!